

国民健康保険税の税率が変わります

▷問い合わせ 国民健康保険制度に関すること 保険年金係 (☎223 - 3532)
国民健康保険税に関すること 課税係 (☎223 - 3534)

●国保財政は慢性的な赤字運営

国民健康保険（国保）は、国民健康保険税（国保税）と国、県、市町村からの補助金により運営されています。国保は被用者保険（社保）に比べて、「年齢構成が高い」、「医療費水準が高い」、「所得水準が低い」という構造により、財政運営上さまざまな課題を抱えています。また、後期高齢者医療制度への移行などにより国保加入者は年々減少し、それに反して一人あたりの医療費は年々増加傾向にあります。このため、国保財政は慢性的な財源不足に陥っており、毎年、赤字分を一般会計から補填^{ほてん}しています。

●安定的な国保財政の運営を図るために

今後、町では一般会計からの赤字補填を徐々に解消するため、令和12年度まで2年に一度の税率改正を予定しています。今回の改正では、加入者の負担が急激に増加することがないように、以下のとおり税率や金額を変更しました。

安定的な国保財政の運営を図るため、皆様のご理解をお願いします。

●子ども・子育て支援金が賦課されます

「子ども・子育て支援金」は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子ども・子育て支援事業に充てるため、令和8年4月分から既存の国保税と合わせて賦課されます。

●国民健康保険税の税率と金額が変わります

		令和7年度	令和8年度	変更点	用語の説明
医療分	所得割率	7.40%	7.25%	0.15%引き下げ	●所得割…前年中（1月～12月）の所得金額に応じて負担する金額（総所得金額－43万円）×税率
	均等割額	21200円	22800円	1600円引き上げ	
	平等割額	23600円	24400円	800円引き上げ	
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.30%	2.51%	0.21%引き上げ	●均等割…世帯あたりの国保加入者の人数に応じて負担する金額
	均等割額	6700円	8000円	1300円引き上げ	
	平等割額	7500円	8600円	1100円引き上げ	
介護 納付金分	所得割率	1.60%	1.88%	0.28%引き上げ	●平等割…国保加入世帯が平等に負担する金額
	均等割額	6800円	8200円	1400円引き上げ	
	平等割額	5100円	6300円	1200円引き上げ	
子ども・子育て 支援金分	所得割率	—	0.24%	令和8年度より	
	均等割額	—	900円	令和8年度より	
	平等割額	—	800円	令和8年度より	

●軽減を受けることができます

世帯の総所得金額等が基準所得以下の場合、均等割額や平等割額を軽減します。なお、軽減を受けるための申請は不要ですが、世帯に前年所得の申告がない人（未申告者）がいると、軽減を受けられません。

【国保税の軽減基準】

世帯主と国保加入者の総所得金額の合計額	軽減割合
43万円（基礎控除額）+10万円×（給与所得者の数－1）以下	7割軽減
43万円（基礎控除額）+31万円×加入者数+10万円×（給与所得者の数－1）以下	5割軽減
43万円（基礎控除額）+57万円×加入者数+10万円×（給与所得者の数－1）以下	2割軽減

【その他の軽減制度】

制度	内容
未就学児の均等割額の軽減制度	未就学児の均等割額の2分の1が軽減されます
産前産後期間の軽減制度 ※産前産後期間の軽減制度は申請が必要です。	出産予定日又は出産日の月の前月から4カ月間、所得割と均等割が全額免除されます
18歳未満の被保険者に対する軽減制度 (子ども・子育て支援分のみ)	18歳未満の被保険者は均等割が全額免除されます (18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

令和8年度からの国保税はどう変わる？（モデルケース）

ケース1：単身（70歳代）

世帯所得0万円の場合



(7割軽減該当)

	令和7年度	令和8年度	変更点
医療分	13400円	14100円	
後期高齢者支援金分	4200円	4900円	
介護納付金分	0円	0円	
子ども・子育て支援金分	—	500円	
合計	17600円	19500円	1900円増加

ケース2：夫婦のみ（50歳代）

世帯所得90万円

(夫自営業所得90万円、妻0円)の場合



(5割軽減該当)

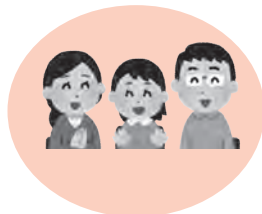
	令和7年度	令和8年度	変更点
医療分	67700円	69000円	
後期高齢者支援金分	21200円	24000円	
介護納付金分	16800円	20100円	
子ども・子育て支援金分	—	2400円	
合計	105700円	115500円	9800円増加

※端数処理により合計金額が異なります。

ケース3：夫婦（40歳代）と子ども1人（15歳）

世帯所得146万円

(夫自営業所得146万円、妻・子0円)の場合



(2割軽減該当)

	令和7年度	令和8年度	変更点
医療分	145900円	148900円	
後期高齢者支援金分	45700円	51900円	
介護納付金分	31400円	37500円	
子ども・子育て支援金分	—	4500円	
合計	223000円	242800円	19800円増加